# 児童扶養手当制度のしおり

## 平成30年度版



児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課

# 1. 児童扶養手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、下記①から⑨の手当の受給要件にあてはまる児童を 監護している母又は監護し、かつ生計を同じくする父、あるいは母又は父にかわってそ の児童を養育している方です。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいますが、児童の心身に、政令で定める程度の障害(特別児童扶養手当の対象と同等の概ね中度以上の障害)がある場合は20歳までになります。

## 【手当の受給要件】

- ① 父母が婚姻を解消(離婚等)した児童。
- ② 父(母)が死亡した児童。
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障害(概ね重度以上の障害)の状態にある児童。
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童。
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童。
- ⑥ 父(母)が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の 規定による命令(保護命令)を受けた児童。
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童。
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童。
- ⑨ 前号に該当するかどうか明らかでない児童。

(例:父母ともに不明である児童など)

# 2. 児童扶養手当の手続き (認定請求)

手当は、受給資格認定を受けた後、請求日の属する月の翌月分から支給されます。さかのぼって手当を受給することはできませんので、要件に該当する場合は、お住まいの市町村役場の担当窓口で速やかに手続きをしてください。

## **【手続きに必要なもの**】 必要書類が全て揃ってからの受付となります。

- ①児童扶養手当認定請求書(市町村役場の担当窓口にあります。)
- ②請求者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本(省略のないもの) ※発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
- ③預金口座の通帳をコピーしたものか預金口座確認書に金融機関で証明印を受けたもの ※請求者等の個人番号の記載と、これに伴う本人確認が必要です。
  - ※その他の必要な書類については、町村役場の担当窓口でおたずねください。

# 3. 児童扶養手当の月額

請求者又は配偶者及び扶養義務者(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の 前年所得(1月から6月の間に請求された場合は前々年所得を確認します。)と、税 法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額(4頁を参照してくださ い。)により、支給区分(全部支給、一部支給、全部停止(支給なし))が決まります。 手当の月額は「物価スライド制」により今後改定される場合があります。

[平成 30 年 8 月改正]

児童1人の場合

全部支給: 42.500円

一部支給: 42,490円~10,030円

児童2人目の加算額

全部支給: 10,040円

一部支給: 10.030円~5.020円

児童3人目以降の加算額 全部支給: 6,020円

(1人につき)

一部支給: 6,010円~3,010円

一部支給額は、受給者の所得により10円単位で決定されます。

児 童 1 人 の 場 合 = 42,490円 -  $\{($  受給者の所得額 -  $\alpha$  ) × 0.0226993 円  $\}$ **※**1 **※**2 **%**3

2 人 目 の 加 算 額 = 10,030円 -  $\{($  受給者の所得額 -  $\alpha$  ) × <math>0.0035035 円  $\}$ **※**2

3人目以降の加算額 = 6,010円 -  $\{()$ 受給者の所得額 -  $\alpha()$  × 0.0020979 円 $\}$ **※**2 **※**1

- 所得の計算方法は、5.4 「所得の計算方法」をご確認ください。 **※** 1
- αは扶養親族数に応じた全部支給の所得制限額です。 **※** 2 ₹ 部分の額については10円未満を四捨五入します。
- **※** 3 この所得制限係数も物価変動等の要因により改定されます。
- ○平成26年12月以降、受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合(対象児童が 公的年金の加算対象の場合を含む)には、**児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差 額分が支給**されます。公的年金等を受給できるようになった場合には、速やかにお住 まいの役場窓口へ届け出てください。<br/>

# 4. 手当の支給の方法

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは定時払いとして年3回(12月期、4月期、8月期)、請求者の指定した金 融機関の口座へ振り込まれます。

支払期	12月期	4月期	8月期
支払日	12月11日	4月11日	8月11日
支給対象月	8月分~11月分	12月分~3月分	4月分~7月分

※支払日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日となります。

## 5. 児童扶養手当の支給年度と所得制限について

## ①児童扶養手当の支給年度について

児童扶養手当は毎年、8月1日から翌年の7月31日(平成31年は10月31日) までを支給年度として、年単位で手当の額を決定します。

## ②あなたの所得について

あなたの平成29年中の所得が、政令で定める額(所得制限限度額表を参照してください)以上の場合には、平成30年8月から平成31年10月までは一部支給停止 又は全部支給停止となります。受給者が母又は父の場合、所得の中には、離婚された場合等、その監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益(いわゆる「養育費」)を受け取っていれば、その金額の8割分も含まれます。

#### ③配偶者や同居されている扶養義務者の所得について

配偶者又はあなたの民法第877条第1項に定める扶養義務者(あなたの父母、祖父母、子、兄弟姉妹等)で、あなたと生計を同じくする者の平成29年中の所得が、政令で定める額(所得制限限度額表を参照してください)以上であった場合には、平成30年8月から平成31年10月までは全部支給停止となります。

#### ④所得の計算方法

所得額=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額等)+養育費等の8割分 (受給者が母又は父の場合のみ)-80,000円-諸控除

## 【諸控除の額】

(受給者が母であれば、寡婦控除と特別寡婦控除は控除しません。また、受給者が父であれば、寡夫控除は控除しません。)

勤労学生控除	270,000円	配偶者特別控除	
障害者控除	270,000円	雑 損 控 除	住 民 税 で 控除された額
特別障害者控除	400,000円	医療費 控除	(控除額は人に よって異なります)
寡婦(夫)控除	270,000円	小規模企業等掛金控除	
特別寡婦控除	350,000円		

#### 【所得制限限度額表】

扶養親族	母 (父) ま た	孤 児 等 の 養 育 者 配 偶 者	
等の数	全 部 支 給	一部支給停止	配
0 人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1 人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2 人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3 人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算
加算額	・老人控除対象配偶者 1人 ・特定扶養親族(※) 1人	・老人扶養親族 (扶養親族と同数の場合 は、1人を除き) 1人につき 60,000円	

(※) 税法上の扱いとは異なります。

# 6. 児童扶養手当の認定を受けられた方の手続き

次のような場合は、お住まいの町村役場の担当窓口で必要な手続きをしてください。 必要な手続きをされていない場合には手当が差し止められたり、手当の支給が遅れた りしますので、必ず行ってください。

なお、①・②については提出時期到来前に必要書類の提出について町村役場の担当 課より連絡します。

## ①現況届

毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出する必要があります。

現況届を出さないと8月分以降の手当を受けることができません。

また、現況届を2年間提出しないと児童扶養手当の受給資格がなくなりますので注意してください。

\* 手当の受給開始から5年等が経過している方については、次の②の「児童 扶養手当一部支給停止適用除外事由届」も併せて提出していただく必要があ ります。

## ②一部支給停止適用除外事由届

**手当の支給開始から5年等が経過している受給者の方**は、就業していること又は 就業活動を行っていること、あるいは就業が困難な事情があることを届け出ていた だくことが必要です。届の提出がない場合は、手当額の2分の1が支給停止になり ますので、期限までに必ず提出してください。

#### <対象者>

- ア 手当の支給開始月の初日から起算して5年(認定請求した日において、 3歳未満の児童を監護する方は、当該児童が3歳に達した日の翌月の初 日から起算して5年)を経過した方
- イ 手当の支給要件 (離婚、父(母)の死亡等) に該当するに至った日の属 する月の初日から起算して7年を経過した方

5年等の期間が経過する月の月末までに届に必要な書類を添付して、お住まいの 町村役場に提出してください。なお、5年等満了月の直前の時期の児童扶養手当現 況届(8月)と併せて提出することができます。届は、5年等を迎える時点で初め て必要になりますが、その後は、毎年現況届と併せて提出していただきます。

\* 対象となる方に対しては、事前にお知らせします。

手当額が2分の1になる措置の適用を受けないためには、次の要件のいずれかに 該当していることが必要になります。それぞれ要件に該当していることを示す書類 を添付して届けてください。

## 【一部支給停止適用除外事由】

- 一 受給資格者が就業していること。
- 二 受給資格者が求職活動等その他自立に向けた活動を行っていること。
  - ア 福祉事務所等において自立支援プログラムを策定することが予定されていること又は当該プログラムに基づいて支援を受けていること。
  - イ 母子家庭等就業・自立支援センター (奈良県スマイルセンター) において 就業相談、講習会等を受けていること。
  - ウ 公共職業安定所において求人情報の提供、職業相談等を受けていること。
  - エ 民間職業紹介事業者又は派遣事業所において、2回以上、求職相談、派遣 労働者登録等を行っていること。
  - オ 求人者に採用選考を受けたこと。
  - カ 雇用保険法に規定する求職者給付(傷病手当を除く。)を受給していること。
  - キ 職業訓練校、専修学校その他養成機関に在学していること。
- 三 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に定める障害状態にあること。
- 四 受給資格者が疾病・負傷、要介護状態その他これに類する事由により就業することが困難であること。
- 五 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害、疾病・負傷、要介 護状態その他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必 要があり就業することが困難であること。

## ③資格喪失届

次のような場合は、手当の資格がなくなりますので速やかに手続きをしてください。 **届出をしないで手当を受けていますと受給資格のなくなった月の翌月分から受給し ていた手当は、全額返還していただくことになります**。

## 【資格喪失の要件】

- ・あなたが児童の母(父)の場合、あなたが婚姻(事実婚を含む。)したとき
- ・あなたが児童の母(父)以外の養育者の場合、あなたと児童が別居したとき
- ・あなたが、児童を監護しなくなったとき
- ・あなたや児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・あなたや児童が、**死亡**したとき
- ・児童が18歳到達後、最初の3月31日を迎えたとき
- ・児童が、児童の**父**(母)**と同居**するようになったとき (父(母)が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除きます)
- ・児童が、児童福祉施設や社会福祉施設に**入所**したとき(通所の場合は除く。) 又は**里親に委託**されたとき
- ・養育者が児童と別居するようになったとき
- ・児童の父(母)が、政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき
- ・児童の父(母)が、出所したとき
- ・遺棄していた児童の父(母)から**連絡や仕送り**があったとき

## 4公的年金給付等受給状況届

新たに公的年金等を受給できるようになった、又は受給できなくなったときは、 児童扶養手当額が変更となりますので、速やかに届け出てください。さかのぼっ て公的年金を受給された場合は、手当の返還が必要となります。

## ⑤額改定請求書·額改定届

手当の支給対象となる児童の数が変動した場合(**例**:子を出産したとき、子を 引き取ったとき、あなたが養育する子が父又は母に引き取られたときなど)には 手当額がかわることがありますので、届け出をしてください。

手当額が増額される場合は請求の翌月分から、減額される場合は、その事由が 発生した翌月分から(届出の翌月ではありません。)となりますので、手続きが 遅れないようご注意ください。

## ⑥その他の届

## ◇証書亡失届

証書をなくしたとき

#### ◇氏名変更届

あなたや児童の氏名が変わったとき

#### ◇支給停止関係発生・消滅届

あなたが、所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき または、所得申告の修正、更正をしたとき

## ◇住所変更届

住所を変更したとき

(県内、県外を問わず、必ず元の住所地の(市)町村と新しい住所地の(市)町村の両方の児童扶養手当窓口で手続きしてください。)

#### ◇金融機関変更届

手当を受け取る金融機関を変更したいとき

# 市町村担当窓口一覧表

下記の町村にお住まいであれば、奈良県で児童扶養手当の認定をします。 必要な手続きについては、お住まいの町村役場または奈良県庁子育て支援課に お問い合わせください。

			町	村		名		電話番号	住所
Щ	辺	郡	Щ	添	村	住 民	課	0743-85-0043	大西 151
	th Fb TH		平	群	町	福 祉	課	0745-45-5872	吉新1丁目1-1
生		郡	三	郷	町	こども未	来課	0745-43-7322	勢野西1丁目1-2-1 福祉保健センター内
生.	駒	ا الم	斑	鳩	回	福祉子ど	も課	0745-74-1001	法隆寺西 3 丁目 7-12
			安	堵	町	住 民	課	0743-57-1515	東安堵 958
			Ш	西	町	住民保	険 課	0745-44-2611	結崎 28-1
磯城	郡	$\equiv$	宅	町	健康子ど	も課	0745-43-3580	伴堂 848-1 三宅町保健福祉施設あざさ苑	
			田	原本	町	こども未	来課	0744-33-9036	890-1
宇	陀	郡	曽	爾	村	住民生	活 課	0745-94-2102	今井 495-1
于	PL	石り	御	杖	村	保健福	祉 課	0745-95-2480	菅野 1581 保健福祉医療総合センター
高	市	郡	高	取	町	福 祉	課	0744-52-3334	観覚寺 990-1
回	Hı	石り	明	日 香	村	住 民	課	0744-54-2001	岡 55
			上	牧	町	こども支	援課	0745-43-5034	上牧 3245-1 上牧町保健福祉センター内
-IV T	葛 城	<b>∌</b> ₹	王	寺	町	福祉介	護 課	0745-73-2001	王寺 2 丁目 1-23
16 1	可观	4TP	広	陵	町	こども	課	0745-55-6820	笠 161-2 広陵町総合保健福祉会館内
			河	合	町	社会福	祉 課	0745-57-0200	池部1丁目1-1
			吉	野	町	町 民	課	0746-39-9063	上市 80-1
			大	淀	町	福 祉	課	0747-52-5501	桧垣本 2090
		L	下	市	町	健康福	祉 課	0747-68-9064	下市 1960
			黒	滝	村	保健福	祉 課	0747-62-2031	寺戸 77
<b>±</b> :	吉 野 君	郡	天	Ш	村	健康福	祉 課	0747-63-9110	南日裏 200 ほほえみポート天川
		4TP		迫 川	村	住 民	課	0747-37-2101	北股 84
			下	北山	村	保健福	祉 課	07468-6-0015	浦向 375 下北山村保健センター
			上	北山	村	住 民	課	07468-2-0001	河合 330
			Ш	上	村	住民福		0746-52-0111	迫 1335-7
			東	吉 野	村	住民福	祉 課	0746-42-0441	小川 99

下記の市村にお住まいであれば、お住まいの市役所又は村役場で児童扶養手当の認定をします。必要な手続きについては、それぞれの市役所又は村役場にお問い合わせください。

		市	木	<b>†</b>	名	電話番号	住所
奈		良		市	子ども育成課	0742-34-5042	二条大路南1丁目1-1
大	和	高	田	市	児童福祉課	0745-22-1103	大中 100-1
大	和	郡	Щ	市	こども福祉課	0743-53-1542	北郡山町 248-4
天		理		市	児童福祉課	0743-63-1001	川原城町 605
橿		原		市	子育て支援課	0744-22-8984	橿原市内膳町 1-1-60 橿原市役所分庁舎 2 階
桜		井		市	児童福祉課	0744-48-3104	栗殿 432-1
五.		條		市	児童福祉課	0747-22-4001	本町1丁目1-1
御		所		市	児 童 課	0745-62-3001	774-1 御所市いきいきライフセンター
生		駒		市	こども課	0743-74-1111	東新町 8-38
香		芝		市	児童福祉課	0745-79-7522	逢坂1丁目 374-1 香芝市総合福祉センター
葛		城		市	子育て福祉課	0745-48-2811	長尾 85 葛城市當麻庁舎
宇		陀		市	こども未来課	0745-82-2236	榛原下井足 17-3
一吉里	予郡	+	津川	村	福祉事務所	0746-62-0902	小原 225-1



奈良県福祉医療部こども・女性局 子育て支援課放課後児童・手当係